

生活交通の維持確保に向けた新たな手法の調査・検討業務 業務委託仕様書

1 委託業務名

生活交通の維持確保に向けた新たな手法の調査・検討業務

2 業務目的

本市では、令和5年12月に「京都市地域公共交通計画」を策定し、市民・交通事業者・行政の三者がそれぞれの役割を果たしながら生活交通の維持・確保に取り組んでいる。

公共交通を取り巻く環境は、利用者の減少や担い手不足の深刻化などにより厳しさを増しており、これまで既存の交通サービスの維持を図るため、バス事業者等への支援により、生活交通の維持・確保に取り組んできたところであるが、近年、バス路線の廃止・減便等が相次ぎ、バスによる生活交通を維持することが難しくなってきている。

こうした状況を踏まえ、デマンド交通等の新たな手法の導入の可能性を調査し、本市の地域の実情に合った交通手段の検討につなげようとするものである。

※ 京都市地域公共交通計画

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000321038.html>

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) 生活交通を維持確保する手法についての整理・考察

様々な生活交通確保策の調査に基づき、整理・比較を行う。とりわけ、デマンド交通については、運行方式ごとに導入の可能性を検討する。

ア 各種生活交通確保策の比較

デマンド交通、タクシー料金の助成等の様々な生活交通確保策について、他都市の事例を参考に、想定利用者数、利用者1人当たりの財政支出額等の目安、沿線地域の関わり方等を整理・比較すること。

イ デマンド交通の運行方式ごとの比較

デマンド交通には定期路線型、自由経路型等の様々な運行方式があることから、運行方式ごとに以下の項目について比較・考察すること。

【デマンド交通における比較項目】

各方式等の事例・特徴・課題・費用・適した条件（利用者数、エリアの広さ等）、運営・運行主体（市、交通事業者、地域）、運転者（事業者、地域住民）、目標値（利用者数、収支等）の設定方法、AIシステムの費用・適した条件 など

5 納品

- (1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。
なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。
- (2) 成果品は、要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で1部及び調査報告書（製本版）1部を納品する。
- (3) 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

6 業務の履行

- (1) 本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和7年2月京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとする。
※京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照
<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>
- (2) 業務の実施内容や本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに発注者と協議のうえ決定するものとする。
- (3) 本市のほか各機関と十分に調整・連携のうえ、本調査を円滑に実施すること。

7 支払方法

委託業務の終了後、受託者の適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

8 その他

- (1) 秘密保持義務
本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (2) 個人情報の保護
本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守すること。

(3) 著作権の取扱い

- ア 本事業における成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利を含む。）については、本市に帰属するものとする。また、本事業終了後においても本市がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- イ 成果物に使用される全てのものは、必ず事前に著作権、肖像権等の権利の了承を得てから使用すること。
- ウ 成果物に使用される全てのものは、庁内他部署による二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得るとともに、その際必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うことを原則とする。
- エ 本事業による成果物については、使用料その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- オ 成果物の著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。